

発達が気になる子どもとご家族のための情報冊子

まめの木

はじめに

私たち東灘区自立支援協議会こども部会は、
発達が気になるお子さんとその保護者の方を対象に、
講演会やイベントを行ってきました。
その中で、利用できるサービスをご存じない方、
「どこに相談すればいいかわからない」と
困っていらっしゃる方にたくさんお会いしました。

そこで、地域で安心して子育てできる様に、
サービスや支援機関などを分かりやすくまとめた、この冊子を作成しました。
『まめの木』という名前は、「ジャックとまめの木」のように、
空に向かってすくすく伸びる豆の木をイメージしてつけました。

情報提供ページのあとに、サポートブックのご紹介をしています。
みなさんの使いやすいようにご活用いただければと思います。

お子さんをご家族のみなさんにとって、役立つ1冊になれば幸いです。



東灘区子育て支援サイト 東灘うめろぐ
<https://higashinada-kosodate.jp>

こんなときどうする？

- 1 ライフステージ年表 p3
- 2 こんなところ、行ってみませんか？ p5
- 3 気になる事があり、相談したい p7
- 4 子どもに療育や訓練を受けさせたい p11
- 5 就園・就学(進学)の年齢になるが、どんな所があるか知りたい p13
- 6 放課後に子どもが過ごせる場所を探したい p18
- 7 一時的に子どもを預かってもらえる所ありますか？ p18
- 8 子どもに社会体験(映画や遊園地など)をさせたい p20
- 9 進路について p20
- 10 福祉サービスを利用したい p21
- 11 障害者手帳・受給者証・手当や各種割引等について p23

障害者手帳や受給者証が必要なサービスに、**手帳**と**受給者証**と書いています。
手帳と受給者証について、詳しくは **p23** をご覧ください。

まわりの人とつながろう

誰に相談したらいいのか分からない・・・

みなさんもそんな思いを持ったことはありませんか？周りの人には相談しづらいけど、自分ひとりでは抱えられない・・・そんなときは、勇気を出して専門機関(こども家庭センターや療育センターなど)に相談してみてください。どこかの機関につながることで、少し先が見えてきたり、新しい情報が入ったりします。身近なところでは区役所こども保健係の発達相談もあります。

また、同じような悩みを持つ仲間を見つけることも、とても大事です。たとえ悩み事が具体的に解決しなくても、分かち合えるだけで気持ちが楽になります。相談できる、一緒に考えられる相手がいるのは心強いですね。たとえば学校見学や施設見学など、一人では敷居が高いと感じることも、仲間と一緒になら安心です。

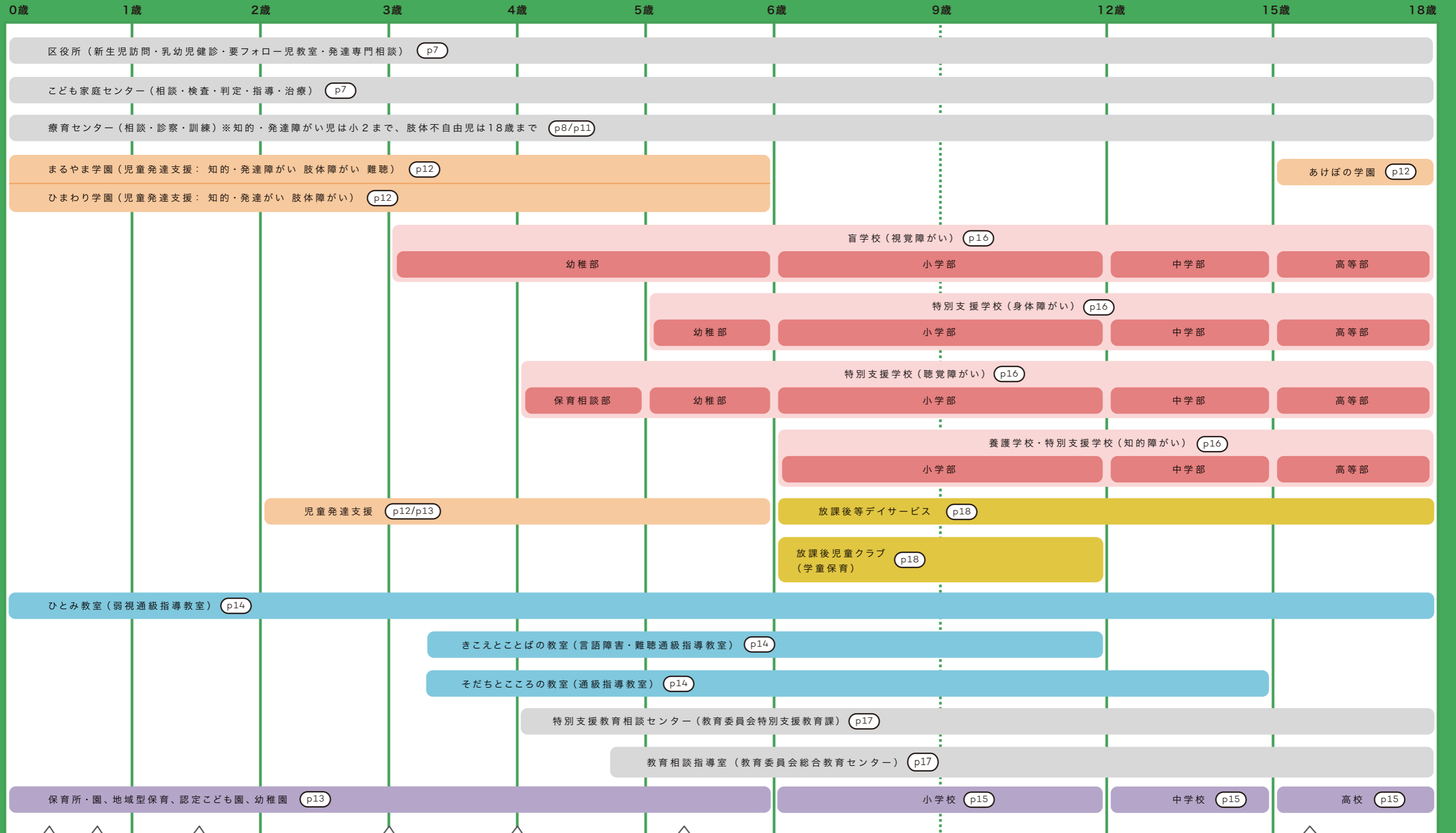
先輩お母さんの中には、仲間と一緒にサークルを作ったり、法人を立ち上げて施設や居場所を作っている方もいます。それぞれにお子さんを通じて知り合い、意気投合して仲間になったという方ばかりです。

仲間づくりのきっかけとして、いろんなところに顔を出してみることもお勧めします。





1 ライフステージ年表



乳幼児健診 (4か月・9か月・1歳6か月・3歳) (p7)

進路決定のために学校見学しよう。

9月ごろには進路を決めよう。

進路について考えよう。相談しよう。

移動支援 (p20/p21) や短期入所 (p18/p21) などの福祉サービスも利用できます。

2

こんなところ、行ってみませんか？

東灘うめろぐ



東灘うめろぐ

うめろぐは、育児に役立つ地域のイベント情報や行政サービスをご紹介します。障害のあるなしに関わらず子育てについて話したりイベントに参加する事が出来ます。詳しくは、東灘区子育て支援サイト「東灘うめろぐ」をご覧ください。

👉東灘うめろぐ



東灘区子育て支援サイト <https://higashinada-kosodate.jp/>



J-Cafe



神戸市内にある拠点児童館では、発達がゆっくりな子ども(乳幼児)とその保護者だけで、子どもを気兼ねなく遊ばせながら、日ごとの育児の不安や悩みを共有し、ほっとできる場所として「J-Cafe」の提供を行っています。

実施日時については、魚崎児童館にお問い合わせください。

- 対象…発達がゆっくりな乳幼児とその保護者(子どものみの参加はできません)

※拠点児童館とは…

児童館で実施している乳幼児親子対象のプログラム、放課後児童クラブ等の機能に加え、神戸市総合児童センター(こべっこランド)と連携した専門性の高い子育て講座等を開催しています。

場所：魚崎児童館 住所：東灘区魚崎中町4-3-16
TEL：078-453-2662

神戸市総合児童センター こべっこランド



こべっこランドは、子どもたちの遊び、学習、交流の場です。以下のような事業のほか、講演会や研修会も企画されています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

YOYOクラブ	極低出生体重児(1500g未満)と保護者のための子育て教室
きらきらルーム	<ul style="list-style-type: none">自由あそび…発達のゆっくりな子どもと家族のための、自由に参加できるあそび場みんなでトークタイム…講師や先輩ママなどをお呼びして、保護者の交流を行う
家族支援事業	発達のゆっくりな年中・年長児とその保護者の講座

住所：兵庫区上庄通1-1-43
TEL：078-958-8011 FAX：078-958-8177



神戸市立市民福祉スポーツセンター

神戸市立市民福祉スポーツセンター

神戸市立市民福祉スポーツセンターは、プール・トレーニングルーム・体育館があり、それぞれに障がい児の水泳教室やリズム体操などのプログラムがあります。ガイドヘルパーと一緒にプールを利用している人もいます。プログラムは5歳から参加できるものもあります。土曜日のプールは、障がい者専用利用となっています。

住所：中央区磯上通3-1-32(市民福祉交流センター内)
TEL：078-271-5332 FAX：078-271-5373



3

気になる事があり、相談したい

子どもの発達のこと、子育てのこと、使える福祉サービスのこと・・・
そんなときの相談窓口があります。

東灘区役所

保健福祉課（保健担当）

東灘区役所5階(53番窓口)にあり、母子健康手帳の交付・子育て相談・乳幼児健診（4か月・9か月・1歳6か月・3歳）・健康相談・産後ホームヘルプサービスなどを行っています。

・発達専門相談（概ね2歳～5歳児）

臨床心理士や特別支援教育士が相談に応じます。事前予約が必要です。

・要フォロー児教室（1歳6か月～3歳6か月）

年齢別にクラブが分かれています。

保育所などの集団に属していない子どもが参加する教室で、保育士・心理士・保健師などが保護者や子どもと関わります。健診などで発達の気になる子どもの保護者に保健師からご案内し、希望される方が参加できます。

保健福祉課（障害福祉担当）

東灘区役所1階(12番窓口)にあり、障害者手帳の交付、福祉サービス受給者証の発行、手当や各種割引、福祉器具の提供など様々な手続きを行っています。障害者手帳・福祉サービス受給者証、手当や各種割引等について詳しくは [p23](#) をご参照ください。

神戸市東灘区役所公式ホームページ

住所：東灘区住吉東町5-2-1 TEL：078-841-4131(代) FAX：078-851-9333



神戸市こども家庭センター

「しつけや育て方に不安を感じる」「幼稚園や学校へ行きたがらない」「発達の遅れが気になる」等の相談に対して、親子のあり方や子どもの育て方を共に考え、子どもの問題をどう解決するかについて、援助します。相談は児童福祉司が受け、相談内容により、児童心理司、医師等とチームを組んで問題の解決にあたります。その他、検査と判定、指導と治療なども行っています。

住所：兵庫区上庄通1-1-27

TEL：078-599-7300 FAX：078-977-8085



神戸市東部療育センター

子どもの障がいに関する相談・診察・訓練を行っています。

診察は全て予約制のため、まず電話でご相談ください。お越しの際は健康保険証をお持ち下さい。

東灘区、灘区に在住されている方が対象です。

※難聴児の療育は神戸市総合療育センター(長田区)で実施しています。

住所：東灘区本山南町8-3-4

TEL：078-451-7550 FAX：078-451-7556

障害者相談支援センター

身体・知的・精神障がい・難病患者等の方と、そのご家族や介護者の方からの相談をうかがい、地域で生活をするために必要な情報提供やサービスの利用援助を行います。

東灘区内には、3か所あります。電話、来所、訪問による相談をお受けします。

ひがしなだ障害者相談支援センター

[利用時間]

月～金 9:00～19:00

土日祝 9:00～17:00

場所：東灘区魚崎中町4-3-18 魚崎中町デイサービス内

TEL：078-431-5003

FAX：078-431-5055



おかもと障害者相談支援センター

[利用時間]

月～金 9:00～19:00

土日祝 9:00～17:00

場所：東灘区西岡本2-25-1

TEL：078-452-1510

FAX：078-452-1529



うおざき障害者相談支援センター

[利用時間]

月～金 9:00～19:00

土日祝 休み

場所：東灘区魚崎中町4-10-32 魚崎デイサービス内

TEL：078-451-3760

FAX：078-451-3761



神戸市発達障害者東部相談窓口

東灘区、灘区にお住まいの15歳以上(中学卒業後)の発達障がいの方とご家族の方、支援をしている関係機関や会社の方から発達障がいに関する様々な相談をうかがい情報提供をします。

診断の有無は問いません。ご相談内容によっては関係機関を紹介し、地域の機関につなぎます。

住所：灘区岩屋北町6丁目1-4 東部在宅障害者福祉センター1階
TEL：078-882-0010 FAX：078-882-7014



🌱 思春期発達相談室「あっとらんど」

学校生活がうまくいかない、コミュニケーションが苦手、進路や将来の事で悩んでいるなどのお悩みについて臨床心理士が面談によりご相談に応じています。神戸市内にお住まいで、思春期(高校卒業者を除く概ね13~18歳)の方とその保護者の方が対象になります。

面談には予約が必要です。

面談予約受付 TEL：078-322-5164 FAX：078-322-6044 (福祉局障害福祉課)
受付時間：月~金 8:45~17:30

🌱 思春期・青年期居場所「Be・ユース」

発達障がいのある思春期~青年期(概ね15~22歳 開始時年齢が18歳未満 未診断含む)の方がほっとできる居場所です。同年代の仲間やスタッフとおしゃべりをしたり、生活や趣味、就労などをテーマとしたグループプログラムです。ご利用については、まずは思春期発達相談室でご相談ください。

東灘区社会福祉協議会

障がいのある人もない人も、区民のみなさんが地域で安心して暮らすことが出来るまちづくりをめざして、様々な事業に取り組んでいます。

主な事業・活動

- ・障がい児の保護者の交流・情報交換の場「なかよしキッズ」
- ・市立児童館、学童保育コーナーの運営支援
- ・ボランティアの登録、ボランティア・市民活動災害共済の受付窓口
- ・「こどもの居場所づくり事業」の運営支援
- ・赤い羽根共同募金配分金を活用した団体への支援
- ・拠点児童館での発達が気になる親子の交流の場「J-café」

住所：東灘区住吉東町5-2-1(東灘区役所内)
TEL：078-841-4131(代) FAX：078-841-7999



当事者・保護者団体について

🌱 神戸市重度心身障害児(者)父母の会東灘支部

重度の障がい児(者)が相互の理解と交流を深めるために、行事を通して地域の人との親睦をし、行政との橋渡しをすることで情報や支援の機会を試みる活動をしています。

🌱 社団法人 神戸市手をつなぐ育成会東灘支部

本会は、会員相互の親睦を深め(社)神戸市手をつなぐ育成会本部活動に協力するとともに地域社会との交流を通じて、知的障がい者の社会福祉向上に取り組んでいます。

🌱 東灘区肢体障害者福祉協会

私たちは歳をとっても住み慣れた街で家族や友人に囲まれて、誇りを持って暮らし続けたいと切望しています。その為にふれあい活動(スポーツや文化活動)をしています。どのような障がいがあっても能力を活かし持てる力が発揮できる社会の実現を目指し活動しています。

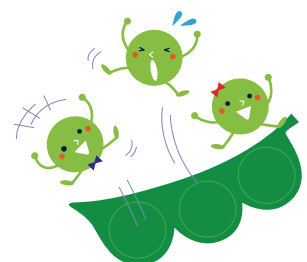
🌱 東灘区聴力言語障害者福祉協会

聴覚障がい者とその家族の悩み・要求などを話し合い、助け合うことを目的として、聴覚障がい者の社会完全参加を目指し、手話通訳の派遣、生活についての相談や教育・スポーツなど福祉・文化活動への参加の推進などの活動を行っています。

🌱 木の芽家族会

私たちは神戸市東灘区、灘区の在住者による精神障がい者の家族の会です。家族が集まり、医療のことや福祉の悩みや不安、ご本人との関わりや受けられるサービスの情報交換などを行っています。家族同士が支え合い、学び合い、癒される場となればと思っています。

東灘区役所保健福祉課(障害福祉担当)1階12番窓口
TEL:078-841-4131(代) FAX:078-851-9333



4 子どもに療育や訓練を受けさせたい

療育・訓練にはこんなものがあります。

🍃 個別療育

- 理学療法（PT）… 理学療法士が、運動発達の促し、日常生活動作の改善、助言などを行います。
 - 作業療法（OT）… 作業療法士が、スムーズに日常生活動作が行えるように援助や助言をしたり、運動器具等を用いて必要な感覚刺激を与える「感覚統合療法」などを行います。
 - 言語療法（ST）… 言語聴覚士が、言葉の発達に必要な援助や、食べる事、飲み込む事への援助などを行います。
- その他、発達障がいの特徴を持つ子どもに対する「自閉症児自立支援」などもあります。

🍃 集団療育

遊びを通して基本的な生活習慣を身に着け、健康・体力を養い、子ども同士や大人とのふれあいを通じて、対人関係や集団参加への意欲を育てます。

療育・訓練を受けられる場所にはこんな所があります。

神戸市療育センター

子どもの障がいに関する相談・診察・訓練を行っています。

🍃 神戸市総合療育センター

神戸市内に在住される方が対象です。

住所：長田区丸山町2-3-50
TEL：078-646-5291 FAX：078-646-5289

🍃 東部療育センター

主に東灘区、灘区に在住される方が対象です。ただし、肢体不自由児にかかる相談は、総合療育センターで受け付けます。

住所：東灘区本山南町8-3-4
TEL：078-451-7550・7552 FAX：078-451-7556

神戸市総合児童センター（こべっこランド）

乳幼児親子教室、感覚統合指導教室など、発達がゆっくりな子どもの為の各種教室と家族支援を行っています。

受付：こべっこランド 兵庫区上庄通1-1-43
TEL：078-958-8011 FAX：078-958-8177

施設名	所在地	電話番号	クラス	対象年齢
ひまわり学園	東部療育センター内	078-451-7551	知的・発達障がい児	概ね3~5歳児
			肢体不自由児	0~5歳児
まるやま学園	総合療育センター内	078-646-5297	難聴児	0~5歳児
あけぼの学園	総合療育センター内	078-646-5295	知的・発達障がい児	15~18歳児

児童発達支援事業所

日常生活の基本的な動作指導、集団生活への適応訓練、療育等を行っています。区役所で受給者証を発行されたら、事業所との契約になります。定員、対象年齢や療育内容は事業所によって異なります。

利用については区役所窓口へご相談下さい。他区の事業所も利用出来ます。

区内事業所の情報は東灘うめろぐをご参照ください。(p5)

東灘区役所保健福祉課（障害福祉担当）1階12番窓口
TEL: 078-841-4131(代) FAX: 078-851-9333



5

就園・就学（進学）の年齢になるが、 どんな所があるか知りたい

色々と迷う進路選び…

「選ぶ前にしておいた方がよい事は？」「いつごろ決めたら良いの？」「相談するならどこへ？」

就学までに通える所にはこんな所があります。

	内容		問い合わせ先	対象年齢
保育所・園	共働き等、家庭で保育が難しい保護者に代わって、保育を行います。 利用時間：朝～夕方		東灘区役所保健福祉課 （こども福祉担当）	0～5歳
地域型保育	共働き等、家庭で保育が難しい保護者に代わって保育を行います。 小規模保育、事業所内保育、家庭的保育の3種類があります。 利用時間：朝～夕方		東灘区役所保健福祉課 （こども福祉担当）	0～2歳
認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労に関わらず、教育と保育を一体的に行います。			
	保育所機能	利用時間：朝～夕方	東灘区役所保健福祉課 （こども福祉担当）	0～5歳
	幼稚園機能	利用時間：朝～昼すぎ	各施設	3～5歳
幼稚園	小学校に入学してからの教育の基盤を作り幼児期の教育を行います。 利用時間：朝～昼すぎ		各施設	3～5歳

神戸市公式ホームページ子育て関連ページ



児童発達支援事業所

p12

受給者証

日常生活の基本的な動作指導、集団生活への適応訓練、療育等を行っています。区役所で受給者証を発行されたら、事業所との契約になります。定員、対象年齢や療育内容は事業所によって異なります。

利用については区役所窓口へご相談下さい。他区の事業所も利用出来ます。

区内事業所の情報は東灘うめろぐをご参照ください。 (p5)

東灘区役所保健福祉課（障害福祉担当）1階12番窓口
TEL：078-841-4131（代） FAX：078-851-9333

弱視通級指導教室

視覚に障がいがある子どもの学習や生活上の困難が軽減出来る様に指導を行います。
子どもの状況に合わせて、レンズや拡大読書器等の補助具の使い方、文字や地図等の教材の工夫、日常の生活や動作、運動などに関する事等指導します。詳しくは在籍している園、学校でご相談ください。

※特別支援学校、特別支援学級に通っている場合は利用出来ません。

名称	所在地	電話番号	対象
ひとみ教室（市立盲学校内）	中央区東川崎町1-4-2	078-360-1133	幼/小/中/高

言語障害・難聴通級指導教室

きこえ、ことば、友達との関わり方等に心配のある子どもや保護者の相談を受け、支援方法を考えていきます。
詳しくは在籍している園、学校でご相談ください。

※特別支援学校、特別支援学級に通っている場合は利用出来ません。

名称	所在地	電話番号	対象
きこえとことばの教室 （稗田小学校内）	灘区岸地通4-2-1	078-801-2551	幼/小

通級指導教室

色々な要因で集団生活に溶け込めない子どもの情緒の安定を図り、集団生活に進んで参加しようとする意欲と力を育てていきます。保護者を対象に子どもの養育相談も行っています。詳しくは在籍している園、学校でご相談ください。

※特別支援学校、特別支援学級に通っている場合は利用出来ません。

名称	所在地	電話番号	対象
そだちところの教室 （本山南教室）	東灘区本山南町8-2-1 （本山南小学校内）	078-452-0073	幼/小
そだちところの教室 （神戸生田教室）	中央区北長狭通4-9-5 元町北会館3F	078-333-7661	幼/小/中
自校通級指導教室	魚崎小学校・福池小学校 御影北小学校		小

保育所等訪問支援

受給者証

保育所・その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、障がいのある児童に対し、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

東灘区役所保健福祉課（障害福祉担当）1階12番窓口
TEL：078-841-4131（代） FAX：078-851-9333

学校見学に行こう。

お子さんの進路について、迷い悩まれる事が多いと思います。そこで事前に学校を訪問される事をお勧めします。学校の様子を知るには、見学される事が一番です。

入学や進学する1年～2年前から色々な所を見学していくと良いでしょう。

「学校卒業後どんな所へ進むのか」を念頭において、そこへ進むために有利な進学先を選ぶという方法もあります。見学される際は、将来のことも踏まえながら、実際にその学校に通うつもりで見学されると多くの発見があると思います。

学校について

進路先について、神戸市内では下記のような選択肢があります。

- 校区の学校にある通常学級または特別支援学級…小学校～高等学校。
- 特別支援学校…小学部～高等部。中学部や高等部からの入学も可。

進学先について気になる事があれば、まずは在籍されている学校の先生に相談してみましょう。

学校のホームページ上で学校公開等の日程が掲載されていますのでご利用ください。



地域の小学校に、障がいがある子どものための学級があります。

学校名	電話番号	学校名	電話番号
魚崎小学校	TEL:078-411-6196	御影小学校	TEL:078-851-3673
洞が森小学校	TEL:078-851-3185	御影北小学校	TEL:078-851-6809
向洋小学校	TEL:078-857-2450	本山第一小学校	TEL:078-411-1974
住吉小学校	TEL:078-851-2887	本山第二小学校	TEL:078-431-1441
東灘小学校	TEL:078-411-0556	本山第三小学校	TEL:078-411-0005
福池小学校	TEL:078-452-5595	本山南小学校	TEL:078-452-0071
本庄小学校	TEL:078-411-0339	六甲アイランド小学校	TEL:078-857-3121

地域の中学校に、障がいがある子どものための学級があります。

学校名	電話番号	学校名	電話番号
魚崎中学校	TEL:078-411-1631	御影中学校	TEL:078-841-2541
向洋中学校	TEL:078-857-2481	本山中学校	TEL:078-411-3742
住吉中学校	TEL:078-851-3752	本山南中学校	TEL:078-412-2033
本庄中学校	TEL:078-411-2261		

特別な支援が必要な子どものための学校があります。

🍃 特別支援学校 手帳

幼稚園、小学部、中学部、高等部に分かれています。
見学を希望される時は、各学校にお問い合わせください。

種別	学校名(学級名)	住所	電話番号	対象
視覚	神戸市立盲学校	中央区東川崎町1-4-2	078-360-1133	幼/小/中/高
	兵庫県立視覚特別支援学校	垂水区城が山4-2-1	078-751-3291	幼/小/中/高
聴覚	兵庫県立神戸聴覚特別支援学校	垂水区福田1-3-1	078-709-9301 FAX:078-709-0371	保/幼/小/中/高
肢体不自由	神戸市立灘さくら支援学校	灘区摩耶海岸通2-2-2	078-802-1200	小/中/高
肢体不自由 (在宅訪問学級)	神戸市立いぶき明生支援学校 みどり学級	中央区北長狭通4-9-5 (元町北会館内)	078-391-4551	小/中/高
肢体不自由 (訪問教育部)	神戸市立灘さくら支援学校 ひだまり教室(入所)	中央区日暮通5-5-8 (神戸医療福祉センターひだまり内)	078-862-1939	小/中/高
	神戸市立灘さくら支援学校 ココロネ教室(入所)	東灘区住吉山手7-1-1 (サポートハウス ココロネ住吉内)	078-858-7557	小/中/高
知的	神戸市立灘さくら支援学校	灘区摩耶海岸通2-2-2	078-802-1200	小/中
	神戸市立青陽灘高等支援学校	灘区岩屋北町6-1-1	078-871-1800	高
	兵庫県立芦屋特別支援学校	芦屋市陽光町8-37	0797-25-5311	小/中/高
	兵庫県立高等特別支援学校	三田市大原梅ノ木1546-6	079-563-0689	高
	兵庫県立阪神昆陽特別支援学校	伊丹市池尻7-108	072-773-5135	高
	兵庫県立西神戸高校特別支援学校	西区押部谷町高和1557-1	072-991-2050	高
	神戸大学附属特別支援学校	明石市大久保町大窪2752-4	078-936-5683	小/中/高
病弱、虚弱	神戸市立友生支援学校 みなと分教室 [病弱部門] 訪問:わらび学級 院内学級:みなと分教室	中央区港島南町1-6-7 (県立こども病院内)	078-381-5366	小/中/高
	[病弱学級] なのはな学級/ひまわり学級	中央区楠町7-5 (神戸大学医学部附属病院内)	078-382-5111	小/中 [学籍: 神戸祇園小学校 /湊翔楠中学校]

特別支援教育相談センター

成長段階や学びの場に関係なく、幅広く、専門家からの助言も取り入れながら保護者の皆様や学校からの特別支援教育に関する相談に対応する機関です。5歳児からの就学の相談や、特別支援学級や特別支援学校に在籍している児童生徒、通常の学級に在籍する児童生徒の入学後の教育相談にも対応します。

名称	所在地	電話番号	受付
特別支援教育相談センター	中央区東川崎町1-3-2 総合教育センター5階	078-360-2160 FAX:078-360-2167	月曜～金曜 9:00～17:00

☞ 電話相談

特別な教育的支援を必要とする子どもについて、家庭での育児や療育、幼稚園や学校での生活、就園、就学、進路などについてのご相談を電話でお受けします。

☞ 就学相談

・ 小学校等への入学（就学先の選択）に関する相談

特別支援学校か地域の小学校のどちらを選ぶか、地域の小学校の通常の学級か特別支援学級のどちらを選ぶか、といった就学先の選択に関する相談。

相談対象：神戸市内の5歳児とその保護者。

申込方法：神戸市の就学相談のホームページから直接お申し込みください。

・ 就学後の学びの場の変更等の相談

入学後に特別支援学級への入級や特別支援学校への転学などを検討する際の相談。

相談対象：神戸市立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校に在籍する児童生徒とその保護者。

申込方法：まずは在籍の学校にご相談ください。

☞ 教育相談

小中学校等に在籍する児童生徒の学校生活における学びや支援などを検討する際の相談。

相談対象：神戸市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校および本人・保護者。

申込方法：まずは在籍の学校にご相談ください。



6

放課後に子どもが過ごせる場所を探したい

放課後等デイサービス

受給者証

日常生活の基本的な動作指導、集団生活への適応訓練、療育などを行っています。
区役所で受給者証が発行されたら、事業所との契約になります。利用は、神戸市に在住する小学校1年生～高校3年生までで、定員や対象年齢は事業所によって異なります。
利用については区役所窓口へご相談ください。他区の事業所も利用できます。区内事業所の情報は東灘うめろぐ [\(p5\)](#) をご参照ください。

東灘区役所保健福祉課（障害福祉担当）1階12番窓口
TEL: 078-841-4131(代) FAX: 078-851-9333

放課後児童クラブ（学童保育）

対象となるのは、神戸市内に在住する児童で、対象年齢は各クラブで異なります。保護者が働いているなど、昼間、保護者または祖父母など、保護者に準ずる方がいない家庭の児童が対象です。おおむね、学校や家庭から学童保育に一人に来て、一人で帰ることができ、排せつや食事が一人でできる児童です。
入会希望者は、各児童クラブにお問い合わせください。

神戸市公式ホームページ内「放課後児童クラブ（学童保育）」ページ



7

一時的に子どもを預かってもらえる所はありますか？

日中一時支援（日帰りショート）

受給者証

手帳

ショートステイを行っている施設で日帰りの利用ができます。区役所で受給者証が発行されたら、施設との契約になります。区内事業所の情報は、東灘うめろぐ [\(p5\)](#) をご覧ください。

短期入所（ショートステイ）

受給者証

手帳

保護者が病気の場合などに子どもを一時的に施設で預かります。区役所で受給者証が発行されたら施設との契約になります。区内事業所の情報は、東灘うめろぐ [\(p5\)](#) をご覧ください。
また、障害者相談支援センターでもご相談に応じます。

一時保育

保護者のパート就労や病気により、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児負担軽減のため、保育所等（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業）でお子さんをお預かり（保育）する制度です。ご相談や申請の受付は直接保育所等で行います。事前に保育所等に利用の可否・保育の実践方法等を問い合わせ、利用希望日の1週間前までにお申し込みください。

神戸市公式ホームページ内「一時保育」ページ



子育てリフレッシュステイ

保護者が出産や急病、あるいはリフレッシュ等の目的で子どもの一時預かりを行っています。利用は、一定期間の宿泊か、一定時間の預かり（10日以内）です。利用を希望される場合は、予め施設に相談の上、受け入れ状況をご確認ください。

御影乳児院	信愛学園	神愛子供ホーム
対象年齢：0~1歳 TEL：078-851-6128	対象年齢：2~17歳 TEL：078-851-6128	対象年齢：2~17歳 TEL：078-811-8698

神戸市公式ホームページ内「子育てリフレッシュステイ」ページ



ファミリーサポートセンター

仕事や急な用事などで子どもの世話ができないときに、一時的・臨時的に地域の人が応援する会員同士の相互援助活動です。

神戸市社会福祉協議会（こうべ市民福祉交流センター1階）
TEL：078-271-5314 FAX：078-271-5366

ボランティアセンター

ボランティアセンターでは、ボランティア活動を依頼したい方とボランティア活動をしたい方をつなげるお手伝いをしています。ボランティアセンターで依頼内容を聞き取り、その条件をボランティア希望者にお伝えして、お応えくださる方がいらっしゃった場合にご紹介をするという流れになります。まずは、ボランティアセンターにご相談ください。

東灘区社会福祉協議会 ボランティアセンター（東灘区役所3階）
TEL：078-841-6941

8

子どもに社会体験（映画や遊園地など）をさせたい。

移動支援（ガイドヘルプ）

受給者証

障害者手帳を持っている（もしくはそれに準ずる状態の）小学生以上の障がい児で、基準に該当する場合、余暇活動など外出にヘルパーが付き添います。（※通学には使えません）

区役所で利用者証を発行されたら、ヘルパーの事業所との契約になります。

区内事業所の情報は、東灘うめろぐ [p5](#) をご覧ください。また、障害者相談支援センターでもご相談に応じます。

9

進路について

進路としては、「この学校（普通学級、特別支援学級、特別支援学校）にする」「就職を目指す」「福祉サービス事業所を利用する」など様々な選択肢があります。まずは、在学中に進路担当の先生に相談し、お子さんにあった行き先を探しましょう。

福祉サービス事業所は見学ができます。区内事業所の情報は、東灘うめろぐ [p5](#) をご覧ください。

学校卒業後の福祉サービス事業所

生活介護事業所・就労移行支援事業所・就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所・自立訓練事業所・地域活動支援センター [p22](#)

福祉サービス事業所の相談窓口

東灘区役所保健福祉課（障害福祉担当）1階12番窓口 [p7](#) TEL：078-841-4131（代） FAX：078-851-9333

ひがしなだ障害者相談支援センター [p8](#) TEL：078-431-5003 FAX：078-431-5055

おかもと障害者相談支援センター [p8](#) TEL：078-452-1510 FAX：078-452-1529

うおざき障害者相談支援センター [p8](#) TEL：078-451-3760 FAX：078-451-3761

就労に関する相談窓口

しごとサポート東部（東部地域障害者就労推進センター） TEL：078-891-3890 FAX：078-891-3891

ハローワーク灘 TEL：078-861-8609 FAX：078-861-8001

兵庫障害者職業センター TEL：078-881-6776 FAX：078-881-6596

10 福祉サービスを利用したい

地域生活支援事業

受給者証

名称	内容
放課後等デイサービス	日常生活の基本的な動作指導、集団生活への適応訓練、療育等を行っています。利用は、神戸市に在住する小学校1年生～高校3年生までで、定員や対象年齢は事業所によって異なります。区役所で受給証が発行されたら、事業所との契約になります。(p18)
児童発達支援	日常生活の基本的な動作指導、集団生活への適応訓練、療育等を行っています。定員、対象年齢や療育内容は事業所によって異なります。区役所で受給者証が発行されたら、事業所との契約になります。(p12/p13)
移動支援	障害者手帳を持っている（もしくはそれに順ずる状態の）小学生以上の障がい児で、基準に該当する場合、余暇活動など外出にヘルパーが付き添います。（※通学には使えません）区役所で利用者証を発行されたら、ヘルパー事業所との契約になります。(p20)
保育所等訪問支援	保育所・その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、障がいのある児童に対し、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。(p14)

介護給付

受給者証

名称	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に困難を有する人に移動の援護、代筆や代読を含む視覚的情報の支援、排せつや食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助も行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(p18)
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

🍃 訓練等給付

受給者証

名称	内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

🍃 相談支援給付

受給者証

名称	内容
計画相談支援	特定相談支援事業者が生活に対する意向や悩みを聞きながら利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者と連絡調整を行います。 また、サービスが適切に提供されているかを確認して、利用計画の定期的な見直しを行います

(一部年齢によって、利用できるサービスが異なります。)

東灘区役所保健福祉課 (障害福祉担当) 1階12番窓口
TEL: 078-841-4131(代) FAX: 078-851-9333



11

障害者手帳・受給者証・手当や各種割引等について

障害者手帳とは？

障害者手帳は、障がい児(者)が福祉的なサービスを受けやすくなるよう、障がいの種類や程度に応じて交付されるものです。手帳の交付を受けることにより、福祉サービス（放課後等デイサービスや補装具・日常生活用具の交付など）を利用する際の手続きがスムーズになるほか、税の減免、交通機関や公共施設の利用割引が適用されます。それぞれの手帳の等級により、利用できる福祉サービスが異なる場合があります。




<p>身体障害者手帳</p>	<p>障がいの種類は、肢体不自由、視覚、聴覚、音声・言語・そしゃく機能、内部（心臓、腎臓、呼吸器、肝臓、直腸膀胱機能など）があります。</p> <p>障がいの程度により、1級から6級までの区分に分かれています。</p> <p>手帳の取得には、市指定の医師による診断書が必要です。</p>	
<p>療育手帳</p>	<p>知的障がいの程度により、A(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の区分に分かれています。</p> <p>手帳の取得には、18歳未満の児童は「こども家庭センター」で、18歳以上の方は「障害者更生相談所」で判定を受けることになっています。</p>	
<p>精神障害者 保健福祉手帳</p>	<p>障がいの程度により、1級から3級までの区分に分かれています。</p> <p>手帳の取得には、医師の診断書、あるいは精神障がいを事由とする障害年金または特別給付金の証書等が必要です。</p>	

福祉サービスの受給者証とは？

放課後等デイサービス・短期入所(ショートステイ)・移動支援(ガイドヘルプ)などの福祉サービスを利用する場合に必要なものです。聞き取り調査の結果、支援の度合いなどにに基づき、利用できる日数や時間数が決定されます。

利用負担額は児童の場合は保護者の市民税額または所得税額によって1年ごとに決定され、受給者証に記されています。サービス提供事業者を受給者証を提示して契約することで、サービスの利用開始となります。有効期間は原則1年間で、更新の手続きが必要です。

なお、福祉サービスの種類については、(p21)の【福祉サービスを利用したい】をご参照ください。

障害児支接受給者証	地域生活支援サービス利用者証	障害福祉サービス受給者証
		

手当とは？

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	重度心身障害者介護手当
受給資格者	精神または身体に障がいをもつ20歳未満の子どもを監護している親または養育者(施設に入所している場合を除く)	常時介護を必要とする20歳未満の障がい児(施設に入所している場合を除く)	自立支援給付サービスや介護保険サービスを利用せずに、重度の障がい児(者)を居宅で介護している者(施設に入所している場合を除く)
支給要件	精神または身体に重度・中度の障がいをもつ	精神または身体に重度の障がいをもつため、日常生活において常時介護を必要とする	6か月以上寝たきりや常時介護を必要とする状態にある重度の知的障がいまたは重度の身体障がい(1・2級)

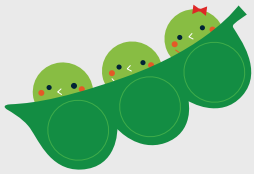
福祉器具の提供・貸与とは？

補装具の支給 (購入・修理)	補装具…車椅子・歩行器・座位保持具・補聴器等 身体機能を補うための用具(補装具)の購入または修理に要する費用を支給します(利用者負担有)。医師の意見書が必要な場合があります。
日常生活用具の支給	日常生活用具…特殊寝台・頭部保護帽・入浴補助用具・たん吸引器・ストーブ等 障がい児(者)の日常生活の利便をはかるため、用具の購入費を支給します(利用者負担有)

税金の減免や公共料金などの割引

障害者手帳をお持ちの方は、税金の減免や、公共料金・交通費などの割引を受けられます。利用条件や必要書類、手続き方法など、詳しくはそれぞれの問い合わせ先へお尋ねください。

税金の減免	<p>減免の条件は手帳の種類や等級によって異なります。ご自身が対象になるかどうかは、以下の問い合わせ先へそれぞれお尋ねください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税… 税務署(東灘区在住の方は芦屋税務署)へ ・ 住民税… 神戸市 市民税課 ・ 自動車税… 自動車は県税事務所、軽自動車は神戸市 法人税務課 軽自動車税担当へ ・ 相続税… 税務署(東灘区在住の方は芦屋税務署) へ <p style="text-align: center;">芦屋税務署 TEL:0797-31-2131 神戸県税事務所 TEL:078-647-9158 神戸市 市民税課 TEL:078-647-9300 神戸市 法人税務課 軽自動車税担当 TEL:078-647-9399</p>
公共料金の割引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立駐車場… 3時間まで駐車料金無料。対象は、本人運転の場合は身体手帳1級～4級、介護者運転の場合は身体手帳1種・療育手帳A・精神手帳1級のいずれか。申請が必要。 <p style="text-align: right;">神戸市建設局道路計画課 TEL:078-333-3330(神戸市総合コールセンター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NHK放送受信料… 世帯に手帳所持者がおり世帯全員が市民税非課税の場合は全額免除。世帯主が視覚障がいまたは聴覚障がい、身体手帳1・2級、療育手帳A、精神手帳1級のいずれかの場合は半額免除。申請が必要。 <p style="text-align: right;">東灘区役所保健福祉課(障害福祉担当)1階12番窓口 TEL:078-841-4131(代) FAX:078-851-9333</p>
交通費の割引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料道路通行料… 身体手帳所持者が自ら運転する場合と、身体手帳1種または療育手帳1種の障がい者が乗車し介護者が運転する場合に割引あり。ETCも利用可。申請が必要。 <p style="text-align: right;">東灘区役所保健福祉課(障害福祉担当)1階12番窓口 TEL:078-841-4131(代) FAX:078-851-9333 ※自家用車を登録してETCの利用申請を行う方は、インターネットでの申請も可能です。 (https://www.expressway-discount.jp)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市バス・市営地下鉄… 手帳提示で割引。定期は手帳提示のほか申込書提出も必要。 ・ タクシー… 乗車の際に手帳提示で割引。 ・ JR・私鉄各社… ・ 民営バス等 会社によって割引内容が異なります。利用前に各社へ問い合わせください。
交通機関の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉乗車証… バス・地下鉄・ライナーなどに無料で乗れる乗車証。身体手帳1種、療育手帳、精神手帳1級の場合は介助者も割引になる介護付乗車証が交付され、身体手帳2種1～4級、精神手帳2・3級の場合は本人のみ割引になる単独乗車証が交付されます。 ・ タクシー利用助成… 身体手帳(視覚・下肢・体幹・移動機能・内部障がいのいずれかに限る)1・2級、療育手帳A、精神手帳1級の方を対象に、タクシー乗車料金の一部が助成されます。 ・ 自動車燃料費助成… 身体手帳(視覚・下肢・体幹・移動機能・内部障がいのいずれかに限る)1・2級、療育手帳A、精神手帳1級の方を対象に、自動車燃料費(ガソリン代)の一部が助成されます。 <p style="text-align: right;">東灘区役所保健福祉課(管理担当)5階51番窓口 TEL:078-841-4131(代) FAX:078-811-3769</p>



サポートブックについて



✧ サポートブックって何？

サポートブックは、子どもを預かってもらう場合(保育所・園、幼稚園、学校、学童保育、講演会での託児など)、預かる人(支援者)に知っておいてほしい「子どもの情報」(困ったことが起こった場合の対応方法等)をまとめた冊子です。

サポートブックを支援者に渡すことで、初めての場所や初対面の人とでも、子どもが安心して楽しく過ごすための大きな助けになります。

✧ 作るのは誰？

サポートブックを作成・管理するのは、保護者です。

また、預かってもらった支援者からの情報を加えることで、保護者と支援者とのコミュニケーション・ツールとしても役に立ちます。

サポートブックの作り方

✧ どうやって手に入れればいい？

このサポートブックの作り方・使い方ガイドと記載様式は、神戸市公式ホームページからダウンロードして入手することができます。

神戸市公式ホームページ内「サポートブック」ページ



発行：神戸市
編集：東灘区自立支援協議会 こども部会
令和5年8月発行

KOBE 
CITY of DESIGN